

支出負担行為担当官
厚生労働省社会・援護局長

所在地
商号又は名称
代表者氏名

印

中国帰国者支援・交流センター運営事業に係る公募内容等の条件を満たす旨の意思表示について

当方は、貴省が公募する令和7年度の中国帰国者支援・交流センター運営事業（首都圏センター）について応募したいので、その旨を表示します。

なお、当方は下記記載の事項について相違ないことを申し添えます。

記

- 1 当方は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しません。
- 2 当方は、別添（写）のとおり、令和04・05・06年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）において、厚生労働省大臣官房会計課長から「役務の提供等」で「A」「B」「C」又は「D」等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有しております。
- 3 当方は、厚生労働省から業務等に関し指名停止の措置を受けておりません。
- 4 当方の経営状況及び信用度は、極度に悪化していません。
- 5 当方は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について一切滞納はありません。
- 6 当方は、事業の実施に当たっては、各種法令を遵守します。
- 7 当方は、中国帰国者を継続的に支援する「総合的な機能を有する拠点施設」として、行政区画（都道府県、市区町村）を越えて、令和6年10月17日付同伴公募内容1（3）で示した全ての業務を一体的に展開し、年度を通じて運営することができます。
- 8 当方は、中国帰国者に日本語教育や日本の生活習慣などの指導、相談などを行うため、これまでに中国帰国者への支援実績があり、かつ中国語及びロシア語が堪能で日本語指導のできる職員を確保することができます。
- 9 当方は、中国帰国者の実情に詳しく、支援団体等と交流があり、これらの団体等との連携・調整等を的確に行うことができます。
- 10 定着促進事業実施にあたって、当方は、
 - （1）中国をはじめとする外国人に対して、日本語教育や日本の生活習慣等の指導を行った実績があります。
 - （2）宿泊施設を確保し、24時間対応可能な体制とすることができます。
 - （3）入所者は学習機会の全くない高齢の一世や高齢の一世を支える就労期の二、三世等多様であるため、各個人ごとに日本語の習得について目標を定め、目標ごとのクラス分けによる指導を行えます。
 - （4）入所者は生活習慣・金銭感覚など日本と相当の違いがあるため、定着促進事業終了後の自立に向けて対応できるよう、きめ細やかな教育・指導を行えます。
 - （5）定着促進事業に係る保護を要する情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条に規定する不開示情報が含まれていないことが明らかな情報以外の情報をいう。）の保管場所及び作業場所は、日本国内とします。

【添付資料】

- ・資格審査結果通知書の写し ・誓約書（別添様式2）
- ・過去3か年分の財務諸表（公認会計士若しくは監査法人による監査報告書の写し、又は、民間で使用されている「中小企業の会計に関する指針の適用に関するチェックリスト」（日本税理士連合会作成）若しくは「中小企業の会計に関する基本要領の適用に関するチェックリスト」（日本税理士連合会作成）を用いて税理士が確認した結果の写しを添付すること）
- ・「情報セキュリティマネジメントシステム（国際規格 ISO/IEC27001 又は日本産業規格 JISQ27001）の認証」又は「プライバシーマーク（JISQ15001）」のうち、いずれかを取得していることがわかるもの

(担当者)
所属部署：
氏 名：
TEL/FAX：
E-mail：

支出負担行為担当官
厚生労働省社会・援護局長

所在地
商号又は名称
代表者氏名

印

中国帰国者支援・交流センター運営事業に係る公募内容等の条件を満たす旨の意思表示について

当方は、貴省が公募する令和7年度の中国帰国者支援・交流センター運営事業（〇〇〇センター）について応募したいので、その旨を表示します。

なお、当方は下記記載の事項について相違ないことを申し添えます。

記

- 1 当方は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しません。
- 2 当方は、別添（写）のとおり、令和04・05・06年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）において、厚生労働省大臣官房会計課長から「役務の提供等」で「A」「B」「C」又は「D」等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有しております。
- 3 当方は、厚生労働省から業務等に関し指名停止の措置を受けておりません。
- 4 当方の経営状況及び信用度は、極度に悪化していません。
- 5 当方は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納はありません。
- 6 当方は、事業の実施に当たっては、各種法令を遵守します。
- 7 当方は、中国帰国者を継続的に支援する「総合的な機能を有する拠点施設」として、行政区画（都道府県、市区町村）を越えて、令和6年10月17日付同件公募内容1（3）で示した全ての業務を一体的に展開し、年度を通じて運営することができます。
- 8 当方は、中国帰国者に日本語教育や日本の生活習慣などの指導、相談などを行うため、これまでに中国帰国者への支援実績があり、かつ中国語（北海道センターは中国語及びロシア語）が堪能で日本語指導のできる職員を確保することができます。
- 9 当方は、中国帰国者の実情に詳しく、支援団体等と交流があり、これらの団体等との連携・調整等を的確に行うことができます。

【添付資料】

- ・資格審査結果通知書の写し
- ・誓約書（別添様式2）

(担当者)
所属部署：
氏 名：
TEL/FAX：
E-mail：